

**「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」の改定案及び
「電気通信事業法施行規則第22条の2の9第2号及び第3号の規定に基づき告示する
件(平成28年総務省告示第153号)」の改正案についての
意見募集及び総務省の考え方**

- 意見募集期間：令和2年11月11日(水)から同年12月16日(水)まで
- 意見提出件数：4件（法人・団体:0件、個人:4件）
- 意見提出者：

(意見受付順・敬称略)

	意見提出者
—	個人(4件)

**「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」の改定案及び
「電気通信事業法施行規則第 22 条の2の9第2号及び第3号の規定に基づき告示する件(平成
28 年総務省告示第 153 号)」の改正案に対する意見
及び総務省の考え方**

項目	意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
総論			
	<p>これも含めて、通信関係の費用を適正価格にするよう、環境整備を進めてください。</p> <p style="text-align: right;">【個人 1】</p>	改定案に対する賛同の御意見として承ります。	無
その他			
	<p>最近ですが、SoftBank を解約しました。 気になる点が何箇所もあり、今回意見させていただきます。</p> <p>まず、私の携帯の使用料金は月約 7000 円程度になります。 2 年契約で今回更新月を目処に解約しました。</p> <p>解約すると、解約月の前月までの割引適用になり、解約月の請求は満額請求になります。その請求金額は、約 1 万 6000 円になっていました。</p> <p>携帯の分割料金約 5000 円を引いたとしても、これが適正価格なのか疑問におもいます。</p> <p>あと下取りプログラムというサービスがあり、下取りした端末の料金を分割で毎月引きするのですが、 解約すると下取り価格に達していなくても割引が外されます。 下取りと謳ってるにもかかわらずです。 これはどうかと思います。</p> <p>MNP の手数料無料等やっているみたいですが、分かりづらいところ</p>	参考として承ります。	無

	<p>で料金が発生しています。</p> <p>一応、分かっていたのですが、腑に落ちなかったので今回この様な形で書かせていただきました。 【個人 2】</p>		
	<p>私はドコモの契約でスマートフォンを利用しています。先日発売になったばかりの Apple 社の iPhone12 への機種変更を調べていました。iPhone12 をドコモ回線で利用するためには 5G 回線への契約変更が必須とされていました。私は iPhone12 は使いたいのですが、5G 回線については、まだ利用できるエリアが限られていることから 4G 回線のプランのまま利用したいと考えていました。</p> <p>当然ですが 5G 回線のプランは 4G 回線のプランよりも月々の支払いが割高になります。5G を十分利用できる環境にあれば納得して払いますが、一部の都心部でしか使えない現状で 5G 契約への乗り換えを必須にされるのはおかしいと思います。</p> <p>私が調べたのはドコモでしたが、知人によるとソフトバンクも iPhone12 への機種変更は 5G 回線契約必須になっているとのことでした。</p> <p>一方的にキャリアに有利な条件提示であり、ユーザーに選択肢がないと感じます。</p> <p>機種のみなら回線契約なしの白ロムでも購入することができますが、その場合外で一切データ通信を利用しないか、Wi-Fi などを持ち歩いたり、フリーWi-Fi を利用するしかありません。スマートフォンが生活に密着している現状ではそれが許容できるのは節約主義者か一部のガジェット好きに限られると思います。</p> <p>キャリア優位のあり方が公正な競争によって変わることを望みます。 【個人 3】</p>	<p>参考として承ります。</p>	<p>無</p>
	<p>複数回に分けて意見提出を行う。</p> <p>・要約 MNP の手続きに際しては、債務債権が関わる会計の行為があると望ましいので、対面や電話の方法であるかどうかに関わらず、1000 円とその消費税を上限額とした費用を請求可能とすべきであると考え</p>	<p>本件改正は、「携帯電話・PHS の番号ポータビリティの実施に関するガイドライン」(令和元年5月最終改正)における MNP(携帯電話の番号ポータビリティ)の利用環境改善に係る改正の内容を、関連するガイドライン及び告示に反映させるために行うものです。 いただいた御意見については、参考として承</p>	<p>無</p>

	<p>る。 その様に改正案の内容を変更されたい。</p> <p>・意見全体 以下、意見を行う。</p> <p>>電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン 改正案 >69 頁 「(対面や電話以外の方法により番号ポータビリティ予約番号を発行した場合には、番号ポータビリティに係る費用は請求できない)。」 という記述には反対である。 そのようなものについても 1000 円とその消費税を上限額として請求可能とすべきであるとする。</p> <p>国民としては、自らが知らない間に、何者かがネット経由で自らの回線に関する契約を勝手に変更して、そしてそれが自らに分からないという様な事態(特に契約の改編に際してなどありえそうな事と思われる。)の発生を危惧するのであるが(それらの処理が数秒のうちに行われうる事もあつたりするであろうと考える。(ペイジー振込は処理に1秒程度であるし、多くの電子的な手続きは1秒程度で行われるものである。金融分野での高速取引等の存在について考慮すると事業者のサーバがそれを受け付けるのであれば、数十の取引が一秒内に行われ、様々な債務債権の発生や消失が意識すらしない間に発生し、そして自らの何らかの権利が他の者に使われたりして不法な組織犯罪者達に利益を与えてしまったりするかもしれないと考える(なお、その存在により、組織犯罪者達は大いに盛り上がる事であろうと考える。))。…エンジニアとしては、そういう事態はありうると考えるし、…そして、NTT ドコモ、au、ソフトバンクら自身が、そういう不正・不適切な事態の発生を好むと考える(携帯通信事業者の世界とはその様なものであると指摘する。大体、市民への電磁波の影響などを全然まともに考慮検討していないのであるし、その様な点で、公害を意図的に発生させて市民を殺し尽くす様な事業者達と同じ精神を持つ部分がある者達と見る程度が適切であろう。))、その可能性</p>	<p>ります。</p>	
--	---	-------------	--

の多くを防ぎ、また事態についての検知と手続きについての費用発生によつての損害賠償請求等の実行可能性（そして裁判所による訴えが認められての損害賠償命令の認容可能性）を保証するためには、費用発生がある方が望ましいと考える。（訴訟に関する実行・認容可能性については、手続きの際に必要とされる「利用者の同意」のために行われる認証（書類や携帯端末等によるもの）が、利用者以外により不適切に通過してしまった場合（というか問題となるのはその場合であろうが）も、有効に存在する事について思われたい。（つまり、「利用者による確認が行われる事になっているのでその様な心配はご無用です。なので不法対策としての会計の発生の担保も必要ありません。」という批判は当たらない、という事である。））

（おそらく、総務省自身（電子メールにおいて電子署名も TLS での保護もほぼ使わない省であろう。紺屋の白袴、では済まされないと考えるが。…済まされない事態が存在するのではないかと見るが。）が、様々な不正に通じており、そして実際に自らも加担している事から、その様な事については詳しく、それがために、不法な組織犯罪者達に都合する目的で、インターネット等での電子的手続きによる場合について、費用を発生しない形にする事を可能としたのではないかと思われるのであるが。…穿ち過ぎかもしれないが、各種事業者へのセキュリティの指導を全然行っていない総務省については、その様な嫌疑がかけられるのが適切であると考え（適切、というか、合理的にその様な嫌疑がかけられると考える。不正発生及びその危険を野放しにする悪であろう。）。）

しかし、大体、ネット上での手続きにおいては、各種のクーポンなどで無料にする事などは容易であるし、そういうものは実際数多くなされており、そして加えて、各事業者によって「MNP 移行費用キャッシュバック」（※端末にかかるキャッシュバックではなく、MNP での乗換にかかるキャッシュバック。今回改正内容に従えば 1000 円+消費税が上限となるもの。）などといったキャンペーンもあるのであるから、ここで加えて行政が介入して、費用を発生させないようにするのは、行き過ぎではないかと考える。

続く

受付番号
145209646000000003
の続きである。

1000 円という上限を定めた後は、事業者の自主性に任せるのが適切と考える。（で、再度、であるが、ここで強制的に費用発生を行わせなくさせた事について、総務省の悪性の存在の嫌疑が合理的に発生するのである。何故そのようにしたのか？不正発覚の機会を隠すためである、というのはとても合理的な推測と考える。）（なお、話は逸れるが、当方の提出パブリックコメントを何度も何度も消失させてきた事については、故意を疑うし、また 2020 年 11 月更改前 e-Gov パブリックコメントの意見提出時の投稿確認時の数字列入力で 46468888 を 10 回以上表示してきた事については、貴省と富士通株式会社等の通謀した不正を合理的に疑う。…貴省は、電気通信事業者となるべき事業者についての届出義務違反についての指導・告発を行わずに事業者を「公正」から守る様な省でもあるが、実際、汚い。そうであろう。）

まとめるが、この費用（対面や電話以外の方法による MNP の費用）の発生については、公権力によって、強引に費用発生しないとするのは、明らかに不適切であるので（大体にして、公正・安全を犯す可能性があるのである。もう一度言う。このために、公正・安全を犯す可能性があるのである。）、対面や電話による方法と同じく、1000 円と消費税を上限とした費用発生を、それらと同様に、可能とされたい。（なお、クーポン適用等で 0 円の清算となっても、そこで商取引や会計の行為と実際に存在する債務債権の具体的な取引の発生があるのである。それは民事・刑事での請求の理由になるものであるはずである。公正性のためにはこの方式が望ましいと考える（一応、総務省は、クーポン適用等により費用について実質 0 円とするのは負担軽減のため望ましい、という様な声明を発する事が可能であるはずである、と意見しておく。）。）

この費用の発生については、事業者に任せるのが相当であると考え

る。
対面や電話以外の方法の場合は、番号ポータビリティに係る費用は請求できない、という記述について、削除していただきたい。

	<p>>総務省告示 >改正部分 内容としてガイドラインと同じ意見になるのであるが、「対面又は電話による方法により」の限定を外していただきたい。 対面又は電話による方法でなくても、公正のために、会計の発生があるとするのが適切であるとする。 (もちろん、クーポン利用やキャンペーン適用で実質的負担が0円となる事態については、総務省は許容出来るし、また推奨の声明等を出す事も出来るとする。) </p> <p>意見は以上である。</p> <p style="text-align: right;">【個人4】</p>		
--	--	--	--